

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第8号

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第25条後段中「行財政局総務部総務事務センター長」を「別に定める職員の区分に応じて別に定める者」に、「とあるのは「教育長」と、」を「とあり、並びに」に、「中「任命権者」とあるのは「教育長」と、同条第3項各号列記以外の部分」を「、第3項各号列記以外の部分」に改める。

第29条の表第18条の2第1項の項中「第18条の2第1項」を「第18条の2第1項本文」に改める。

第30条後段中「同条第1項」を「同条第1項各号列記以外の部分」に、「第20条の4第1項」を「第20条の4第1項前段」に、「とあるのは「教育長」と、」を「とあり、並びに」に改める。

第39条本文中「教職員条例第19条において準用する京都市職員給与条例（以下「減額に係る準用給与条例」という。）第12条第1項本文及び」を削る。

第40条本文中「減額に係る準用給与条例」を「教職員条例第19条において準用する京都市職員給与条例（以下「減額に係る準用給与条例」という。）」に改める。

第41条第1項第3号中「が給与月額」の右に「(教職員条例第32条において読み替えて準用する京都市職員給与条例第19条に規定する給料の月額並びにこれに対する地域手当及び別に定める手当の月額の合計額をいう。以下同じ。)」を加える。

第47条後段中「同条第1項」を「同条第1項本文」に、「同条第2項中「条例」を「同条第2項各号列記以外の部分中「条例第13条の2第1号」」に、「第24条において準用する京都市職員給与条例」を「第24条において準用する京都市職員給与条例第13条の2第1号」に改める。

第52条を次のように改める。

第52条 削除

第58条前段中「第26条」を「第26条の2」に改め、同条後段中「同条第2項」を

「同条第2項本文」に改め、「月額」と、」の右に「同項ただし書中」を加える。

第59条中「再任用教職員」の右に「(同項第1号又は第2号に掲げる休職の場合を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)